

収賄事件に関する調査報告書

平成26年7月

上天草市

目 次

■はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
■事件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 事件の経過及び市の対応	
2 市が行った処分等	
■市における検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1 事件発生原因	
2 上天草市収賄事件等再発防止検討委員会	
(1) 上天草市収賄事件等再発防止検討委員会の設置	
(2) 開催状況	
3 倫理部会	
(1) 倫理部会の設置	
(2) 開催状況	
4 制度改革部会	
(1) 制度改革部会の設置	
(2) 開催状況	
■再発防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 職員の綱紀粛正及び服務規律の確保	
(1) 公務員倫理の啓発、徹底	
(2) 処分等厳格な対応	
2 入札・契約制度、事務執行等の改善	
(1) 一般競争入札（条件付き）の導入拡充	
(2) 随意契約制度の適正な運用	
(3) 不正防止及び不正行為への対応	
3 危機管理体制の強化	
(1) 内部通報制度等の周知、活用	
(2) 職員以外の執務室内への立入りの禁止	
■おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

<資料>

上天草市収賄事件等再発防止検討委員会設置要綱
倫理に関するアンケート調査結果
上天草市職員コンプライアンスマニュアル

■はじめに

上天草市職員は、市政の運営に当たり、公平・公正な立場で、的確かつ適正に業務を執行する必要があります。しかしながら、本市においては、平成 26 年 3 月に市の発注工事に係る収賄容疑により、元建設部長が逮捕されるという不祥事が発生しました。

この不祥事は、市が発注予定の上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事の指名競争入札に関し、入札参加者として指名されるなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、元建設部長が業者から現金を受け取ったとして、平成 26 年 3 月 25 日に逮捕（27 日送検）、4 月 15 日に起訴されたものであります。

市民の奉仕者であるべき職員が、自らの立場を利用して、特定の業者の利益を図るため、その見返りとして現金を受け取るという事件を起こしたことは、全庁を挙げて市の発展のために取り組んでいる中、公務員の職の公平性を甚だしく損なわせるとともに、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであり、本市に与えた影響は計りしれません。

市では、このような状況に鑑み、一日も早い市民の信頼回復を図るため、4 月 23 日に「上天草市収賄事件等再発防止検討委員会」を設置し、事件の事実関係の把握や原因を究明するとともに、事件等の再発防止と職員の服務規律の確保に向け、問題点を洗い出し、その具体的な改善方法等についての調査を実施するなど、この事件を組織全体のものとして捉え、検証を行ってまいりました。

今回の不祥事が発生した原因としては、元職員の公務員としての倫理意識の欠如が最大の原因であります。こうした事態を未然に防ぐことができなかった組織、業務及び体制等に係るシステムについても問題がないか検証し、問題点については、速やかに対策を講じ、その改善に取り組む必要があると考えているところです。

本報告書は、本市において、今後このようなことが二度と起こらないよう、「上天草市収賄事件等再発防止検討委員会」における調査・審議を踏まえ、事件の原因と再発防止に向けた改善策等を取りまとめたものです。

■事件の概要

1 事件の経過及び市の対応

(1) 元建設部長（以下、元職員）からの報告 平成26年2月12日（水）

元職員から、総務企画部長に対して、2月8日（土）に警察から任意の取調べを受けたことの報告があり、これを受けて総務企画部長から、市長及び副市長にその旨を報告。

(2) 聞取り調査 平成26年2月13日（木）

市役所大矢野庁舎（市長室）において、直接、元職員から聞取り調査を実施。

- ・警察の任意の取調べを受けており、うち数回は勤務中に離席して受けている状況との説明。
- ・特定業者（以下、A社）からの利益供与（工事に係る見返りを受けたのかどうか）に関する事実確認を行ったところ、元職員からは「個人的な借入れである」との回答。
- ・今後も取調べが続くとのことで、職場に迷惑をかける旨の説明があり、また、自身の体調がおもわしくないとのこと。

(3) 元職員との面会 平成26年2月18日（火）、21日（金）

松島庁舎において、総務企画部長が元職員と面会し、体調を確認。

(4) 元職員入院 平成26年2月25日（火）～3月25日（火）

(5) 人事発令 平成26年3月1日（土）

元職員に対し、人事異動（総務課付）を発令。

(6) 元職員逮捕 平成26年3月25日（火）

元職員が収賄容疑（市発注予定の港湾工事の指名競争入札で、指名に便宜を図る見返りにA社から現金を受け取った疑い）で逮捕。

(7) 庁議 平成26年3月25日（火）

状況の確認及び今後の対応について協議。

(8) 記者会見 平成26年3月25日（火）

緊急記者会見において、市長が謝罪。

(9) 庁議 平成26年3月26日（水）

今後の対応に関する確認及び職員への訓示依頼。

(10) 家宅搜索 平成 26 年 3 月 26 日 (水)

午前 8 時 30 分頃から総務課、財政課、監理課、建設課に熊本県警本部の家宅搜索が入り、関係書類が押収。

(11) 記者会見 平成 26 年 3 月 26 日 (水)

記者会見において、市長が謝罪。

(12) 市議会への説明 平成 26 年 3 月 26 日 (水)

市議会全員協議会において、事案の概要及び今後の対応について説明。

(13) 事情聴取 平成 26 年 3 月 26 日 (水) ～平成 26 年 4 月 10 日 (木)

建設課、監理課等の職員に対し、熊本県警本部が事情聴取。

(14) 職員の不祥事に伴う飲酒会合の自粛要請 平成 26 年 3 月 27 日 (木)

(15) 「市長お詫び文」の掲載 平成 26 年 3 月 27 日 (木)

市ホームページにおいて、市民及び関係者に対する市長の謝罪文を掲載。

(16) 指名停止委員会開催 平成 26 年 3 月 28 日 (金)

指名停止委員会において、3 月 26 日から 12 か月間の指名停止を決定 (4 月 2 日通知)。

(17) 元職員との接見 平成 26 年 3 月 31 日 (月)

総務課長が元職員と接見し、現在の状況、体調管理に関する聞取り、退職金の差止め、その他退職手続等に関する説明を実施。

(18) 職員分限懲戒審査委員会 平成 26 年 3 月 31 日 (月)

職員分限懲戒審査委員会において、熊本県市町村総合事務組合に対し、「退職者支払差止報告書」を提出することについて決定 (4 月 3 日提出)。

※元職員に対し、「退職手当差止処分書」(4 月 8 日付け) 発送 (熊本県市町村総合事務組合長)。

※同事務組合に対し、4 月 18 日付けで「退職者起訴報告書」を提出。

(19) 記者会見 平成 26 年 3 月 31 日 (月)

元職員の処分の内容について、市長が説明。

(20) 市長訓示 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

職員に対し、綱紀粛正及び服務規律の徹底について訓示。

(21) 庁議 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

市長が幹部職員に対し、今後の信頼回復に向けた取組の徹底について訓示。

(22) 臨時部長会議 平成 26 年 4 月 8 日 (火)

経過説明及び今後の市の取組の方向性について審議。

(23) 元職員起訴 平成 26 年 4 月 15 日 (火)

熊本地方検察庁が熊本地方裁判所に元職員を収賄罪で起訴。

【公訴事実】

被告人（元職員）は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日まで、熊本県上天草市建設部長兼同市建設工事等指名委員会委員として、同市長を補佐し、同市が発注する同部所管の港湾工事の設計、施工及び同市が発注する公共工事等の指名競争入札参加者の選定等の職務に従事していたものであるが、被告人（元職員）は、平成 25 年 5 月 10 日頃、同市松島町合津 7915 番地 1 所在の同市役所松島庁舎駐車場において、被告人（A 社会社役員）から、同年度中に同市から発注が予定されていた「上天草港（大道港区）浮桟橋整備工事」の指名競争入札参加者の選定に関し、前記（A 社）に有利かつ便宜な取り計らいをされたい趣旨のもとに貸与されることを知りながら、現金 60 万円を無利息、無担保で借り受けて金融の利益の供与を受け、もって前記（元職員）の前記職務に関して賄賂を収受したものである。

【罪名及び罰条】

収賄 刑法第 197 条第 1 項前段

(24) 起訴に伴う市長コメントの発表 平成 26 年 4 月 15 日 (火)

報道機関に対して、報道資料（市長コメント）を提供。

(25) 平成 26 年第 2 回上天草市議会臨時会招集の発表 平成 26 年 4 月 16 日 (水)

報道機関に対して、報道資料（市議会臨時会招集）を提供。

(26) 処分内容及び市長コメントの発表 平成 26 年 4 月 18 日 (金)

報道機関に対して、報道資料（市議会への処分に関する条例案の上程）を提供。

(27) 第 2 回上天草市議会臨時会 平成 26 年 4 月 23 日 (水)

上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について可決。

(28) 4 月期定例部長会議 平成 26 年 4 月 23 日 (水)

上天草市収賄事件等再発防止検討委員会の設置について審議。

(29) 上天草市収賄事件等再発防止検討委員会の設置 平成 26 年 4 月 23 日 (水)

(30) 上天草市議会公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会の設置 平成 26 年 4 月 23 日 (水)

※平成 26 年 6 月 23 日公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議（提言：随意契約の厳格な運用、条件付き一般競争入札拡充の検討、指名停止の罰則強化、コンプライアンスマニュアルの作成、コンプライアンスに関する研修の定期的な実施）

(31) 公務員倫理研修会の実施 平成 26 年 4 月 30 日 (水)、5 月 1 日 (木)

※「コンプライアンスと不祥事防止について」＜全職員対象＞

(32) 倫理に関するアンケートの実施 平成 26 年 5 月 7 日 (水)～13 日 (火)

（目的）職員の倫理に関する認識の実態把握を行うとともに、アンケート結果をマニュアルや規程の整備等に活用するもの。＜全職員対象＞

(33) 副市長退職 平成 26 年 5 月 26 日 (月)

副市長が平成 26 年 5 月 26 日付け退職願提出（同日付け市長受理）。

※副市長在職期間 平成 24 年 6 月 1 日（選任）～平成 26 年 5 月 26 日（退職）

(34) 元職員保釈 平成 26 年 5 月 27 日 (火)

(35) 定例記者会見 平成 26 年 6 月 2 日 (月)

総務企画部長が収賄事件等の再発防止に向けた取組状況（概要、検討経過等）について説明。

(36) 元職員からの聞き取り 平成 26 年 6 月 4 日 (水)

元職員からの聞き取り調査（TEL）を実施。

・公判前につき、事件の内容についての発言はなし。

(37) 公判概要

公判は 2 回行われ、1 回目では、4 月 15 日起訴の起訴状朗読、公訴事実に対する罪状認否、冒頭陳述、証拠請求、証人尋問、被告人質問、論告・求刑及び弁護人最終弁論が行われて結審し、2 回目に判決が言い渡された。

①第 1 回公判 平成 26 年 6 月 16 日 (月)

第 1 回公判が熊本地方裁判所 101 号法廷で行われた。元職員は、起訴状朗読の後、罪状認否において「間違いありません。」と罪を全面的に認めた。

その後、検察官からの冒頭陳述と証拠請求、弁護人と検察官からの元職員の妻への証人尋問、弁護人、検察官及び裁判官からの被告人質問、検察官からの論告・求刑がなされ、弁護人が最終弁論を行った。

<冒頭陳述（要旨）>

・元職員は、上天草市に指名願いを提出している業者の一つとして、かねてからA社のことを知っており、また、役所に挨拶回りをしていたA社会社役員とも面識を有していたが、他の業者と比較して特別な関係を有していたわけではなく、もとより私的な付き合いはなかった。

・元職員は、住宅ローンなどの負債を抱えていた一方、パチンコなどの遊興費も嵩み、平成21年7月に消費者金融からの借入について債務整理を行ったことから、金融機関から新たな借入を行うことが困難な状況に陥った。一方、元職員は、上天草市職員の中に業者から便宜を受けている者が存在する（※市の調査ではこのような事実はないと判明）という話を聞いていたことから、業者との関係をルーズに考え、A社の営業担当者から継続的に飲食等の接待を受けていた。

・そのような状況の中、元職員は、指名競争入札参加者の選定を含む入札業務に携わる監理課長の職にあった平成22年11月頃、「倉江浄水場築造工事」の設計書を見て、総額10億円を超える大規模な工事であったことから、この工事を落札した業者に対し、指名業者として選定したなどと伝えて業者から借金をしてお金を工面することができるのではないかと考えるに至った。そして、元職員は、A社が同工事の落札を希望していると知って、同工事に絡めて借金ができる業者の一つとしてA社を意識するようになり、A社が無事に同工事を落札できた後に借金の依頼をすることとした。

・元職員は、平成23年6月、A社会社役員及び営業担当者から接待を受けた際、A社会社役員が「倉江浄水場築造工事」の指名業者にA社を入れるよう依頼したことからこれを了承し、同年9月12日、同工事の指名業者に選定されたA社が同工事を落札した。その後、元職員は、A社会社役員に対し、無利息、無担保の条件で50万円の借金を申込み、A社会社役員はこれに応じて貸与した。

・元職員は、平成24年4月1日に建設部に異動してからも、借金返済資金や遊興費を確保するため、A社会社役員から借金を重ね、同年5月中には40万円、同年9月以降には20万円をA社会社役員からいずれも無利息、無担保の条件で借り受けた。A社はこの間、上天草市発注の「市道坊主島下桶川防災対策工事」を落札、受注した。

・元職員は、平成25年5月8日頃、電話でA社会社役員に対し、A社を「上天草港（大道港区）浮棧橋整備工事」（以下、本件工事）の指名に入れることなどを伝え、これまで同様に無利息、無担保で60万円の借入を依頼したところ、A社会社役員は即座にこれに応じ、同月10日頃、元職員の勤務先の駐車場において、現金60万円を交付した。

・特定建設工事共同企業体で実施される本件工事の第一段階の指名委員会（平成25年9月25日）に先だって、指名業者の素案を作成した監理課長は、本件工事の担当部局の長である元職員と素案の内容を協議した。

・元職員は、本件工事に絡めてA社会社役員から借入をしていたことから、A社が確実に本件工事を落札できるように、A社を指名業者として選定するとともに、業者間の話し合いに応じることなく低価格で入札を目指す業者であると把握して

いた 2 社を指名業者から外すこととし、監理課長の素案には、本件工事の指名業者の候補者として、A社のほかに前記 2 社が含まれていたことから、元職員は監理課長に対し、両社を指名業者の候補者から外すように指示（※市の調査ではこのような事実はなかったと判明）をして、監理課長はこれに応じた。同年 10 月 7 日の第二段階の指名委員会において、A社の特定建設工事共同企業体が指名され、同月 31 日、同企業体が本件工事を落札、受注した。

- ・ A社は、本件工事を受注したことにより、少なくとも約 490 万円の利益（粗利）を得た。
- ・ 元職員は、これまでの A 社会社役員からの借入金をいまだ返済していない。

< 論告・求刑（要旨） >

本件各公訴事実、当公判廷において取調べ済みの関係各証拠により証明十分である。

- ・ 元職員は、以前から、指名競争入札参加者として選定したことなどを理由に A 社会社役員から無利息、無担保の条件で金員の貸与を受ける中で本件犯行に及んだものであり、その安易かつ身勝手な動機に酌量の余地はない。
- ・ 元職員は、A社の営業担当者から継続的に接待を受ける中で、指名競争入札参加者の選定等の業務に携わる立場にあったことを利用し、公共工事を落札した業者に対して、指名業者として選定したなどと伝えるなど、繰り返して本件犯行に及んだものであって、元職員と A 社会社役員らとの長年にわたる癒着が素地となっており、犯行は悪質である。
- ・ 元職員は、A社に本件工事を確実に落札させる意図のもとに、業者間の話し合いに応じず、低価格で入札をして落札を目指す業者として把握していた 2 社を本件工事の指名業者の素案から外したのであって、こうした点も配慮すれば、本件は、入札手続の公正を害するものであるうえ、公務の公正中立性に対する信用を著しく低下させ、市政に対する市民の信頼を失墜させた犯行であって、強く非難されるべきであり、本件犯行により生じた結果は大きいといえる。
- ・ 元職員は、本件犯行により 60 万円の現金を無利息、無担保という借り手に一方的に極めて有利な条件で借り入れており、それ自体、元職員の得た利益は小さいとはいえないうえ、この借入に当たって、何ら書面は交わされておらず、60 万円が貸与された経緯等に鑑みると、A 社会社役員から返済の要求がなされる可能性も低いことがうかがわれる。そして、元職員は、実際に現時点でも本件 60 万円を含めて A 社会社役員から借り入れた金員を返済しておらず、いまだ金融の利益を受け続けているものであり、こうした事情も考慮すれば、元職員の得た利益は決して小さいとはいえない。
- ・ 元職員は、捜査段階から一貫して本件犯行を認めており、反省の情を示していること、前科前歴がないことなど酌むべき事情も存するものの、前記各事情に照らせば、元職員の刑事責任は重いと言わざるを得ない。

【求刑】

懲役 1 年、追徴金 60 万円が相当

②第2回公判（判決） 平成26年7月18日（金）

第2回公判が熊本地方裁判所101号法廷で行われ、元職員には、懲役1年、執行猶予3年、追徴金60万円の有罪判決が言い渡された。

なお、裁判官は罪となる事実については、公訴事実と同じであるとしたうえで、量刑の理由については、被告人が収受した金融の利益が比較的小さいことから、贈収賄事件の中ではやや軽い部類に属するといえるとしながらも、本件以前より、A社会社役員やA社の従業員から頻繁に飲食等の接待を受けていただけでなく、A社会社役員から数回に渡り金員を借り受ける一方で、A社のために便宜を図っていたことからすると、本件は被告人両名の根深い癒着関係を背景として敢行されたといふべきであり、公共工事に関する公務の公正をあまりにもないがしろにしていた中で本件犯行に及んだことについては、強い批判に値するとした。

一方で、被告人に前科はなく、罪を認めて反省していること、当時の職を離れており、再犯の恐れは乏しいことを考慮して、懲役刑に処したうえで刑の執行を猶予するのが相当であるとした。

2 市が行った処分等

（1）元職員に対する処分

平成26年3月31日に開催した職員分限懲戒審査委員会において、元職員への退職金の支払いの差し止めを求めることを決定し、平成26年4月3日付けで「退職者支払差止報告書」を熊本県市町村総合事務組合に対して提出。

（2）A社に対する処分

平成26年3月28日に開催した指名停止委員会において、A社に対する指名停止（期間：平成26年3月26日から12か月間）を決定し、平成26年4月2日付けでA社に対して通知。

（3）特別職の給与の減額

市長及び副市長においては、今回の元職員の逮捕、起訴された事件により、行政に対する市民の信頼を著しく失墜させ、市政運営に混乱をもたらした管理監督責任として、市長及び副市長の給与の特例に関する条例案を平成26年4月23日に市議会に提出し可決。

【内容】

市長及び副市長の給料月額の減額（申し出による）

- ・市長：100分の20減給（3か月）※5月1日～7月31日
- ・副市長：100分の20減給（3か月）※5月1日～7月31日

■市における検証

1 事件発生原因

この事件の最大の原因は、元職員の公務員としての倫理意識の欠如である。

本市の建設行政全般を司る建設部の部長及び建設工事等指名委員会の委員の職にある者が、業務に関連する業者から金銭の貸与を受けることは、その立場を利用した行為であると解釈されるとともに、本市における公共工事の公正・公平性、市民からの市政への信頼を大きく損ねたものであり、これは公務員としての倫理観が著しく欠如していたと言わざるを得ない。

2 上天草市収賄事件等再発防止検討委員会

(1) 上天草市収賄事件等再発防止検討委員会の設置

収賄容疑で職員が逮捕された事件を重く受け止め、一日も早い市民からの信頼回復に向けて、事件の原因究明並びに不祥事の再発防止及び職員の服務規律の確保について具体的な対策を検討するため、平成 26 年 4 月 23 日に本委員会を設置した。

また、この委員会の所掌事項をより詳細に調査、検討するため、下部組織として、倫理部会及び制度改革部会を置いた。

(2) 開催状況

①第 1 回：平成 26 年 4 月 23 日（水）

・市民からの信頼回復に向けて、収賄事件に対する共通認識を深めるとともに、委員会、各部会の役割、今後のスケジュールについて協議した。

②第 2 回：平成 26 年 5 月 19 日（月）

・各部会からの報告を受け、コンプライアンスに係る利害関係者の定義、禁止事項、マニュアル等について審議した。

③第 3 回：平成 26 年 6 月 4 日（水）

・各部会からの報告を受け、一般競争入札（条件付き）の拡充、随意契約制度に係る実務担当者研修、指名停止に係る措置要領の改正、第三者機関の設置、コンプライアンス研修の方針、職員倫理規則の制定等について審議した。

④第 4 回：平成 26 年 6 月 25 日（水）

・元職員の公判の概要及び市の対応、市議会のコンプライアンス調査特別委員会の報告書についての確認を行うとともに、制度改革部会からの報告を受け、一般競争入札（条件付き）の導入拡大、工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領の改正、入札監視委員会の設置等について審議した。

⑤第 5 回：平成 26 年 7 月 4 日（金）

・本委員会における報告書（案）について審議、決定した。

3 倫理部会

(1) 倫理部会の設置

倫理部会においては、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてのアンケート等による調査を行い、再発防止に向けた具体的対策等の検討を実施した。

(2) 開催状況

①第1回：平成26年4月28日（月）

・コンプライアンスに関する市の規程等の内容及び実態、職員研修、アンケートの実施について協議した。

②第2回：平成26年5月15日（木）

・アンケート結果、マニュアルの作成、市民への周知について協議した。

③第3回：平成26年5月30日（金）

・コンプライアンス研修の必要性と施策、職員倫理規則、職員の懲戒処分の基準について協議した。

4 制度改革部会

(1) 制度改革部会の設置

制度改革部会においては、入札・契約制度、事務執行等についての調査及び検証により、問題点を抽出及び分析し、改善策等の検討を実施した。

(2) 開催状況

①第1回：平成26年4月28日（月）

・入札制度・契約事務の現状、今後のスケジュールについて協議した。

②第2回：平成26年5月9日（金）

・契約事務に係る市の規程等、設計価格・予定価格・最低制限価格の設定方法、事務決裁、設計価格・予定価格公表の現状及び経過、電子入札、指名停止等のペナルティの基準と適用状況について協議した。

③第3回：平成26年5月20日（火）

・業務（随意契約・指名競争入札・一般競争入札）の検証について協議した。

④第4回：平成26年5月29日（木）

・一般競争入札（条件付き）の導入方針、随意契約制度に係る改善案、工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領の改正について協議した。

⑤第5回：平成26年6月20日（金）

・一般競争入札（条件付き）の導入拡大、工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領の改正、入札監視委員会の設置について協議した。

■再発防止に向けた取組

1 職員の綱紀肅正及び服務規律の確保

この事件の最大の原因は、元職員の公務員としての倫理意識の欠如であるが、未然に防止できなかった人事管理上の対応についても問題があったと考えることができる。

これまで本市においては、倫理・服務に関する職員研修については、新規採用職員を対象に実施してきた。これは、公務員としての基礎的な知識として、倫理・服務に関する知識は必須であるとの認識に基づくものであるが、それ以後、改めて全職員に研修を受講させる機会を設けてこなかった。

また、市職員の利害関係者及び禁止行為に関する指針及び罰則等についても明確化されていない状況であり、職員への綱紀の厳正な保持に関する通知も年 1 回（12 月）に止まるなど、職員の倫理・服務に関する意識向上や保持についての取組を重要視してこなかった経緯がある。

このようなことから、公務員倫理の啓発、徹底及び処分等厳格な対応を図るため、全職員に対して倫理に関するアンケート調査（以下、アンケート調査）を実施し、今後の改善策について次のとおり取りまとめた。

（1）公務員倫理の啓発、徹底

①コンプライアンスマニュアルの作成、周知

アンケート調査の結果、市職員の利害関係者及び禁止行為に関する正しい理解を深める必要性が認められたことから、その具体的かつ実践的な手引書として「上天草市コンプライアンスマニュアル」（以下、マニュアル）を作成した。

また、更なる徹底を図るためには、市民に対しても理解と協力を求める必要があることから、市民向けリーフレットを作成し、市ホームページ等により周知した。

②職員（倫理・服務）研修会等の実施

研修会については、上天草市人材育成基本方針及び研修計画に基づき、全職員に対して e-ランニング等の活用による定期研修（年 1 回程度）を実施するとともに、今後は指導者を養成していく。※指導者養成後は、所属における研修会も定期的の実施する予定。

また、定期研修のほか、年代別にそれぞれの時期や職位に応じた適切な研修の機会を提供する。主な内容については、次のとおり。

- ・ 20 代以下の職員（基礎研修）：マニュアルを活用した基礎的知識の習得
- ・ 30 代の職員（専門研修）：熊本県市町村職員研修協議会主催の公務員倫理研修指導者養成研修への参加による専門的知識の習得
- ・ 40 代、50 代の職員（個別専門研修）：課長・課長補佐・係長昇格時に実施する研修への参加による専門的知識の習得

(2) 処分等厳格な対応

①職員倫理規則の制定

アンケート調査の結果、市職員の公務員としての高い倫理感を保持していくためには、市職員の利害関係者及び禁止行為を明確にする必要があると認められたことから、その指針となる「上天草市職員倫理規則」を制定した。

②「上天草市職員の懲戒処分の基準」の改正

今回の事件を受け、今後、市職員による非違行為等を抑制するためには、公正性、妥当性及び透明性の観点からも処分の明確化が必要であることから、処分の基準に「適正入札を害する行為」、「倫理規則に反する行為」に関する項目を新たに追加し、処分量定を設定した。

2 入札・契約制度、事務執行等の改善

本市における工事等競争入札の契約方法は、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の方式による制度を採用しており、主に指名競争入札で実施している。運用に当たっては、それぞれにメリット、デメリットはあるものの、これらは他の自治体においても採用されているところであり、現行の制度の採用自体には何ら問題はないものと考えられる。

しかしながら、今回の事件では、指名競争入札における業者選定の不透明さが浮彫りとなっており、今後は、これまで以上に入札・契約制度への理解を深め、公正・公平性及び透明化を図るとともに、事務執行等における適正な運用を図るための仕組づくりが必要である。

このようなことから、入札・契約制度、事務執行等についての調査及び検証、問題点の抽出及び分析を行い、今後の改善策について次のとおり取りまとめた。

(1) 一般競争入札（条件付き）の導入拡充

今回の事件を受け、特に大規模な工事等における競争性、透明性を確保するため、平成 26 年度においては、「一般競争入札（条件付き）」を試行的に実施する。

平成 27 年度からは、金額を定めて予定価格 3,000 万円以上の工事に導入し、事前に業者への説明会を開催するなど影響等を考慮しながら段階的に金額の引き下げを目指すものとする。

なお、ダンピング等への対策として、「最低制限価格制度」や「総合評価方式」の導入の検討を行っていく。

(2) 随意契約制度の適正な運用

①随意契約に関するガイドラインの遵守

本市では、随意契約の意義を明確にし、事務の適正な運用と事務処理の統一及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の解釈、運用を適正に行うため、指針となる「上天草市随意契約に関するガイドライン」を平成 21 年 4 月に作成し、運用し

ているところであるが、今後は、随意契約の意義や事務処理について、本ガイドラインが遵守されているか適宜調査を行うとともに、職員の理解をさらに深めるため、定期的に研修会を開催するものとする。

②組織的判断の徹底

随意契約を行う場合、発注（業者の選定も含む）に当たっては、複数の職員で協議することを基本に、随意契約とする理由及び見積業者の選定等が合致しているのか判断することが重要であり、決裁権者においてはもちろんのこと、すべての決裁事務に携わる職員においても、安易に承認することなく詳細に内容の審査を行い、法令等に基づいた適正な処理が行われているか組織的な判断を行うこととする。

（３）不正防止及び不正行為への対応

①適正な決裁処理

業務における透明性及び信頼性の確保に向け、事務執行上においては、不適切な事務処理とならないよう複数の職員によるチェックを行い、適正な決裁処理の履行をさらに徹底することとする。

また、管理監督者は、適正な業務配分のもと、適切な管理、指導を行うとともに、職員相互においてもコミュニケーションの徹底が図られるよう努める。

②関係業者との接触方法等の対策

受注業者との打合せ等における関係業者との接触については、透明性及び公平性の確保の観点により特に留意する必要があることから、今後は可能な限り複数の職員で対応することとし、原則、執務室内で実施する。

また、現場での協議、調整などについても、複数の職員で対応することとする。

③第三者機関の設置

市が発注する建設工事に関し、入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するための第三者機関として、有識者等の委員による「上天草市入札監視委員会」を速やかに設置する。

本委員会においては、一般競争入札参加資格の設定及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議及び意見の具申、不服申立てについての審議を行う。

④「上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止措置要領」の改正

今回の事件に係る一連の市の対応を受け、落札決定後の契約締結前の期日における指名停止の取扱いについては、契約の相手方とはしないこととする条文を追加し、贈賄及び不正行為に基づく措置基準については、贈賄を行った者の役職等の分類をなくすとともに、指名停止期間を24か月に重罰化する。

3 危機管理体制の強化

(1) 内部通報制度等の周知、活用

内部通報制度については、「上天草市職員等内部通報に関する要綱」により平成 19 年 2 月 1 日から実施しており、また、外部からの働きかけに関する不当要求防止制度については、「上天草市不当要求防止条例」により平成 17 年 4 月 1 日から実施しているところであるが、両制度ともに利用実績がなく、今後は、制度の趣旨及び手続方法等の内容の理解、公益通報者への保護など、職員に対して十分な周知に努めるとともに、不当要求防止制度については、働きかけ側となる外部に対しても、市ホームページ等を活用して周知を図ることとする。

(2) 職員以外の執務室内への立入りの禁止

現在、市職員以外の執務室内への立入りについては、各所属の判断により対応しているところであるが、今後は、不正防止への対応のほか、情報管理（個人情報の保護など）徹底の観点からも、許可のない者の無断での執務室内への立入りを禁止することとする。

■おわりに

元職員が収賄事件により逮捕されたという不祥事は、極めて悪質であり、決して許されることではありません。

このことは、これまで積み上げてきた市政に対する市民の信用と信頼を大きく揺るがすこととなりました。

この事件の背景には、元職員の公務員としての倫理意識の欠如があり、今後、決してこのような事件を起こさないために、市として職員の倫理意識の向上と不正ができない体制やシステムづくりに取り組んでまいります。

そのためには、本報告書に掲げる再発防止に向けた取組を確実に進めるとともに、改めて、すべての職員が、公平・公正な立場で、的確かつ適切に業務を執行するという責任を強く持ち、今回の事件を風化させることなく、再発防止に向けた不断の努力をしていかなければなりません。

今後、本市職員による収賄事件などの不祥事を二度と起こさないために、職員一人ひとりが公務員としての高い倫理観と社会的責任を深く認識し、市政と市職員への信頼回復に全力を挙げて取り組むことにより、真に市民から信頼される市役所を目指してまいります。